

法務省政策評価懇談会（第33回）議事録

1. 日 時

平成24年7月27日（金）10：00～12：00

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
柿嶋 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 川端 和治	弁護士
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
山根 香織	主婦連合会会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

法務事務次官	西川 克行
官房審議官（総合政策統括担当）	井上 宏
秘書課企画調整官	鎌倉 克彦
秘書課上席補佐官	国本 健三
人事課補佐官	川鍋 奨
官房参事官（予算担当）	伊藤 栄二
施設課技術企画室長	大塚 明弘
厚生管理官総括補佐官	武藤 久夫
訟務部門訟務広報官	竹中 章
官房付兼司法法制部付	丸山 嘉代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
民事局総務課登記情報センター室長	秦 慎也
刑事局総務課企画調査室長	松下 裕子
矯正局成人矯正課企画官	本田 久人
矯正局成人矯正課企画官	宮田 祐良
矯正局少年矯正課企画官	小山 定明
保護局観察課処遇企画官	幸島 聡

人権擁護局参事官	葛谷 茂
入国管理局入国管理企画官	妹川 光敏
法務総合研究所総務企画部副部長	丸山 毅
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	赤木 俊則

<事務局>

秘書課長	大場亮太郎
官房参事官（総合調整担当）	柿崎 伸二
秘書課付	熊田 彰英
秘書課補佐官	山田 美子

4. 議 題

平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

5. 配布資料

資料1：平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：法務省事後評価の実施に関する計画

6. 議 事

○川端座長：それでは、定刻になりましたので、これより第33回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、西川法務事務次官から挨拶があります。

○西川法務事務次官：おはようございます。法務事務次官の西川でございます。第33回政策評価懇談会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

政策評価は、国の行政機関が政策の効果を測定・分析し、国民的視点に立って客観的な評価を行うことによって、今後における政策の的確な企画立案や実施に役立てるとともに、国民に対する説明責任を徹底するものでございます。制度の導入から既に10年以上経過いたしました。国民本位の効率的で質の高い行政を実現する上でも政策評価は重要であり、その重要性は年々高まっております。

このようなことから、今般、政府として、目標管理型の政策評価を本格実施することとし、評価書につきましても、各府省で統一した標準様式を用いて、統一性及び一覧性を確保することにより、国民の皆様にご覧いただきやすく、分かりやすいものとなるよう取り組んでいるところであります。

法務省におきましても、同様の視点から、各部局が実施しております施策につき、より分かりやすい評価書の作成に努め、国民への説明責任の徹底を図っているところではあります。国民の目線に立った行政を推進していくためには、様々な分野で御活躍の皆様から御意見をいただくことが、極めて有意義であると考えております。

委員の皆様方から、是非とも忌たんのない御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。引き続き、法務行政につきましても一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川端座長：ありがとうございました。

ここで法務事務次官は公務により退席いたします。

審議に入ります前に、事務局から法務省が現在、取り組んでいる政策について説明がございます。

○熊田秘書課付：おはようございます。事務局でございます。それでは、事務局から、先般、犯罪対策閣僚会議におきまして決定されました再犯防止総合対策につきまして、説明をさせていただきます。

この再犯防止総合対策は、政府全体としての取組ではございますが、その主たる施策を法務省が担っておりまして、本日、御審議いただく各種施策とも関連しておりますので、この場で御紹介させていただくこととした次第でございます。

席上に参考資料として3点配布させていただきました。まず、参考資料1、「再犯防止に向けた総合対策」策定経緯について」を御覧ください。

法務省では、かねてより法務大臣が主催する再犯防止対策推進会議におきまして、刑務所出所者等に対する就労や福祉に関して社会復帰支援策等の検討を進めていたところであり、平成22年8月には帰住先・就労先確保のための仕組みの構築等を柱とした中間取りまとめを発表いたしました。そして、これを受けて、政府におきまして全閣僚が構成員である犯罪対策閣僚会議のもとに、再犯防止対策を検討するためのワーキングチームが設置され、平成23年7月、同ワーキングチームにおきまして、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が決定されました。

この当面の取組は、法務省の中間取りまとめをもとに、主として短期的・重点的な取組をまとめたものでありましたことから、さらに中長期的視野に立った総合的な対策の検討が進められまして、本年6月のパブリックコメントを経て今月20日、犯罪対策閣僚会議におきまして、今後10年間における取組をまとめた再犯防止総合対策が決定されるに至りました。

それでは、総合対策の概要につきまして、簡単に御説明いたします。参考資料2、「再犯防止に向けた総合対策」(概要)を御覧ください。

左側の再犯の現状と課題の欄にありますとおり、3割の再犯者によって6割の事件が起こされているという現実がございます。これは法務総合研究所が実施した特別調査によって明らかとなったものであります。また、刑務所出所者等の再犯防止には、住居と就労の確保が重要な課題となっております。本総合対策では、こうした現状等を踏まえまして四つの重点施策を掲げております。右側の再犯防止のための重点施策の欄を御覧ください。①から④の数字を付しております項目が4つの重点施策であります。

順に御説明いたしますと、①対象者の特性に応じた指導・支援の強化につきましては、ピンク色の枠で囲んでありますとおり、少年・若年者等、高齢者・障害者、女性などの対象者別にそれぞれ特性に応じた取組を行うこととしております。次に、②社会における「居場所」と「出番」の創出に関しましては、中央の黄色い枠の中に記載しておりますとおり、住居・就労の確保のほか、犯罪被害者の心情等に配慮した取組なども行うこととしております。また、③政策の有効性等の調査・分析及び新たな施策の検討・実施に関しましては、左下の緑色の枠にございますとおり、再犯に関する総合的な調査研究の実施だけではなく、情報連携体制の構築や既存の制度、枠組みにとらわれない新たな施策の検討などが盛り込まれております。続いて、④社会復帰のための環境・基盤の整備についてであります。右下の緑色の枠に記載してあり

ますように、国民に対する啓発活動や保護司、日本弁護士連合会、民間団体等との連携に基づく取組などを盛り込んでおります。

最後に、本総合対策における数値目標について御説明いたします。参考資料3、「再犯防止に向けた総合対策」本文の最後のページになりますが、16ページ、第4を御覧ください。

ある年に刑務所を出所した者のうち、出所した年の翌年の年末までに刑務所に再入所する者の割合を2年以内再入率と呼んでおりますが、本総合対策におきましては、この2年以内再入率を指標といたしまして、これを今後、10年間の取組により20パーセント以上、減少させることを目標といたしました。少年院出院者につきましても同様の考え方をとっております。この2年以内という期間は、出所後において最も再入率が高い時期となっていることなどから、この期間における再入率を減少させることは、将来的には5年後、10年後における再入率を同様に減少させることになるものと考えております。

再犯防止に関しまして数値目標を設定するのは初めてのことでございますが、政府の施策としての到達点を明示することで、再犯防止に向けた各種取組の推進力が高まるものと考えており、法務省としましても関係省庁や民間団体などと連携しながら、一層、再犯防止に取り組んでまいりたいと考えております。

終わりに、一つ宣伝をさせていただきたく思いますが、来週月曜日の午後5時50分から、TBSラジオの「政策情報官邸発」という番組におきまして再犯防止が取り上げられ、滝法務大臣へのインタビュー等が放送される予定となっております。

再犯防止対策の説明は以上でございますが、大変申し訳ございませんが、時間の関係もございまして、この場におきまして御質問、御意見等をいただくことができない状況となっております。御質問、御意見等がございましたら、是非とも追って事務局の方に御連絡いただきますようお願い申し上げます。

○川端座長：それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、事務局から御説明いたします。本日、御審議いただきますのは、「平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について」でございます。この関係で委員の皆様方の席上に資料を3点、配布させていただきました。資料1は「平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」となっております。

お手元の資料1を1枚めくっていただきまして目次を御覧ください。今回、政策評価の対象といたしました施策は、この目次にありますとおり、成果重視事業を含めまして17施策となっております。平成23年度に当省が実施いたしましたこれらの施策の結果及び評価等につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと存じます。なお、各施策に関係する法令や閣議決定等につきましては、参考資料として席上に準備いたしましたので、適宜、御参照いただければと思います。

審議事項に関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、議題であります「平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御議論いただきたいと思っております。

初めに、基本政策I、基本法制の維持及び整備に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Iに係る事後評価の概要につきまして御説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。この施策は、取引社会の変化に応じた民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応するための刑事基本法制の整備を行うことを目標としておりまして、施策としての最終的な評価は平成27年度に行うこととしております。具体的な法整備や立法作業の状況等につきましては、8ページ以下の一覧表に記載してありますとおりでありまして、このうち、平成23年度中に成立し、公布された法律は、民事関係が3本、刑事関係が1本となっております。

次に12ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。本施策につきましては、目標管理型の政策評価となっております。この施策は、法教育の普及推進により法や司法を身近なものとすることによって、国民一人一人が法やルールにのっとりた紛争解決能力を身につけることや、司法を支える国民的基盤を確立するための条件を整備することを目的としており、法教育の普及推進を図るための具体的な目標につきましては、達成すべき目標に記載したとおりでございます。そして、測定指標の実績等を踏まえた本施策に対する評価につきましては、お手元の報告書の14ページ以下に記載したとおりでありまして、法教育の普及推進に向けた平成23年度における取組は、いずれも効果的であったとの評価をしております。

なお、報告書にもございますとおり、平成23年度以降、小中高におきまして順次、法教育の内容の充実を盛り込んだ新学習指導要領が実施されることとなっております。また、小中高協議会の内容や論文コンクールでの発表内容等につきましては、法務省のホームページにおいて公表しておりますので、御参照いただければと思います。

続いて、19ページ及び31ページを御覧ください。いずれも「法務に関する調査研究」に関するものでございます。この施策は、内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的、実証的な調査研究を行うことを目標としております。今回、事後評価の対象としております「諸外国における位置情報確認制度の研究」及び「飲酒の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」につきましては、いずれも外部有識者等で構成されます研究評価検討委員会による事前及び事後評価を実施しておりまして、事後評価におきましては検討の結果、大いに効果があったと認められております。そして、これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要などにつきましては、それぞれ報告書に記載したとおりでございます。なお、各研究結果につきましては、先ほど御説明した再犯防止総合対策におきましても、有効活用してまいりたいと考えております。

基本政策Iに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に対して、御意見、御質問があれば伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○六車委員：六車ですけれども、順序が後先になっちゃうかもしれませんけれども、31ページ以下の法務に関する調査研究、これを拝見していただいて、感想めいたことになってしまうかもしれませんけれども、社会の側からの誘惑といいますか、お酒を飲むことについていろんな社会の側からの働きかけといいますか、誘惑みたいな、そっちの観点というのは、私が拝見した限りではなかったような感じがするのですけれども、たばことちょっと似ているところがあるかもしれないのですけれども、そういう社会の側について仮に調査の対象としなくても、そういう側との連携とか、そういうことはお考えにならないのかなというような感想を持ちました。

○川端座長：今の六車委員の御意見については。

○法務総合研究所：法務総合研究所総務企画部の丸山でございます。内容につきましては、私も細かくはわからないところがございますが、御指摘のような分析の視点について、御提案があったことは研究している部門にも伝えまして、今後、さらに実効性のあるといえますか、内容の濃い研究ができるように努めてまいりたいと思います。

○川端座長：よろしいですか。

○六車委員：たばこのときもそうだったと思うのですが、いろいろな官庁がすごく利権のようなものが絡まっていると思いますので、そういうところをよく承知の上で対応しないと、全体、お酒を出す側も含めた対応というのは、なかなか難しいのではないかなという感じを持ちました。

○川端座長：そのほかには、御質問、御意見はございますか。

○山根委員：山根です。質問です。17ページに法教育シンポジウムのパンフレットが載っていますが、法教育の推進には大変期待をしておりますが、この会場を見て面白いなと思いました。美容専門学校のホールということで、これは特に何か意図することがあったのか、たまたまなのか、お伺いしたいと思います。会場とか、どういった方を巻き込むかというようなことも、視点としてあるといいなと思いますけれども、伺いたいと思います。

○司法法制部：司法法制部の丸山でございます。会場については、法教育シンポジウムの運営業務について一般競争入札により落札した業者が、仕様書の条件を満たした会場として提案してきたもので、この美容専門学校を使わせていただいたのは偶然でございます。ただ、当日は、実はこの美容専門学校でオープンキャンパスのようなものを行ってまして、その流れで見に来ていただいた方もいましたので、山根委員がおっしゃるような副次的効果も少しはあったのかもしれない。

会場を選んだ理由については以上でございます。

○川端座長：よろしいですか。

○山根委員：分かりました。

○川端座長：ほかには何かございますか。

ないようでしたら、次に基本政策Ⅱ、法秩序の確立による安全・安心な社会の維持に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅱに関します事後評価の概要について御説明いたします。

まず、44ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。本施策につきましては、目標管理型の政策評価となっております。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効・適切に行えるよう、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ることを目的としており、平成23年度の具体的な目標につきましては、お手元の達成すべき目標の欄に記載したとおりでございます。そして、測定指標の実績値を踏まえました各目標の達成状況など、本施策に対する事後評価につきましては、46ページ以下に記載してございますが、総括的には平成23年度における各種取組により、社会情勢に対応した検察機能の強化を図り、検察権の適正・迅速な行使のために、必要な国民の理解や協力を得ることができたものと評価しております。なお、報告書にもございますとおり、平成24年度の通訳人セミナーにつきましては、一部、カリキュラムの変更等がなされております。

次に65ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」

について御説明いたします。本施策につきましても、目標管理型の政策評価となっております。この施策は、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することなどにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築することを目的としており、平成23年度におきましては、刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、就労支援の充実を図ることを目標として掲げております。測定指標の実績等を踏まえました各目標の達成状況など、本施策に対する事後評価につきましても、67ページ以下に記載してあるとおりでございます。職業訓練の拡充等、被収容者の円滑な社会復帰に役立つ取組がなされたものと評価しております。

なお、被収容者の出所後における就労の確保は、先ほどの再犯防止総合対策におきましても、重点施策の一つとして掲げられているところがございます。この点からも今後、一層、就労支援の拡充を図ることとしております。

続いて72ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明いたします。本施策につきましても目標管理型の政策評価となっております。この施策における平成23年度の目標につきましても、報告書の達成すべき目標に掲げておりますとおりであり、大別しますと、保護観察対象者等の改善更生及び自立更生の促進、そして犯罪や非行のない地域社会づくりの促進ということになっております。測定指標の実績等を踏まえました各目標の達成状況等につきましても、74ページ以下に記載してございます。平成23年度における各種取組により、保護観察対象者等の改善更生と犯罪や非行のない地域社会づくりの促進という目標は、達成されたものと総括評価しております。

なお、本施策は、先ほど御説明しました再犯防止総合対策における重点施策の一つである住居と就労の確保とも関連するものでございまして、今後も厚生労働省との連携による就労支援対策や受皿づくり等、様々な取組を進めていくこととしております。

次に78ページを御覧ください。「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。本施策につきましても目標管理型の政策評価となっております。この施策は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図ることを目的としております。平成23年度の事後評価といたしましては、79ページ以下に記載してございますとおり、測定指標や参考指標の実績等を踏まえ、関係機関の連携に関する取組が積極的になされ、地域社会における処遇の充実・強化が図られるとともに、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行が円滑に行われ、社会復帰が促進されているものと評価しております。

次に83ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。本施策につきましても目標管理型の政策評価となっております。この施策は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等を通じて、公共の安全の確保を図ることを目的としております。平成23年度における具体的な目標、また、これらの目標の達成状況などにつきましても83ページ以下に記載してございます。測定指標の実績等を踏まえ、いずれにつきましても目標を達成したものと評価しております。なお、報告書でも触れておりますオウム真理教につきましても本年1月、いわゆる団体規制法に基づく観察処分の期間更新がなされてございまして、更に3年間、観察処分に付されることが決定しております。

非常に駆け足となりましたが、基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

○前田委員：先ほどお話があつて、新しい再犯防止は質問してはいけないということなので、それに抵触しない範囲であれですけれども、就労支援のところにももちろんつながっているのであれですけれども、これだと今のところ、施策で考えられるものをして、うまくいっているという御報告なのですが、再犯率を20パーセント落とすと。

ただ、法務省の政策の中で今までというか、この間の前回の犯罪対策で非常に一番うまくいったのは法務省の入国管理局だったと思うのですよ。不法残留半減計画で、みんな、ほかの省庁は無理だと言っていたのをやってみせて50パーセント以下にしましたよね。それは具体的な施策があつて、これをこう直せばという、ある程度のめどというか、思いもよらぬ効果ももちろんあったわけですが、今回、再犯防止というか、低減していくときの手がかりになるものとして、だから、もちろん、就労支援なんかも大事なわけですが、今までのところでは政策は全部うまくいっていますと、目標を立てて非常にうまくいっていますと。

そうすると、これからさらに20パーセント削減するものをどこから切り取ってくるのでしょうか、だから、公安調査庁のやつもそうなのですが、うまくいっているのはそうなのですが、これからさらにカウンターインテリジェンスとかなんとか、裁判の世界、ほかの省庁はものすごくお金をかけていっていますよね。それなのに予算をだからもうちょっと増やしていくとか、そういう方向に、政策評価の限界なのかもしれませんが、どうしてもこれをやっていると守りになって、今までのところはやることはうまくいきましたと。ただ、これから攻めていく部分に関しての糸口といいますか、足がかりをつくるようなものを出せるようにしておかないと、やや尻すばみになってしまうと。これは、今回のものに対しての意見というか。評価の方には本当に申し訳ない言い方になってあれなんですけれども。感想として、一応、申し上げさせていただきます。

○柿崎官房参事官：どうも御意見をありがとうございます。秘書課でございますが、今の御指摘のところは、今回の総合対策の法務省側での取りまとめを秘書課の方で行っておりますので、秘書課からお答えをさせていただきますが、確かに今回の総合対策の中で、これまでの取組の延長上にあるもの、あるいはその規模の拡大や内容の充実を図っていくものというのが非常に多くなっておりまして、新規に取り組んでいくものについては、比較的、具体的な例示が少なくなっておりますが、この点につきましては対策の中にも記載がありますように、今後、いわば走りながら効果検証を行って、新たな政策を追加的に実施していくことを考えているところではございます。

また、もう一つ、現在、国会で審議中になっております刑の一部執行猶予に関する制度の導入なども見据えた上で、目標達成を考えているところでございます。

さらに、住居や就労といった中核的な取組となるものにつきましては、取組の規模の拡大あるいは新たな就労支援の例で一つ申し上げますと、伴走型の就労支援というふうに呼んでおりますが、単に職に結びつけるだけではなくて、その後の定着、フォローアップまでを一貫して行うような取組、もう一つ申しますと住居の確保においても、これまでの更生保護施設に加えて、民間の協力を得て行う自立準備ホームといったような、住居の提供、食事の提供に加えて、生活の支援を一体として提供するような取組が近年、始まっておりまして、今後、こういったものを更に拡充していくこととしております。この実績の伸びをある程度見込んでおりまして、

将来的に目指すところはやや高目の目標を狙わないといけないとは思っておりますが、そのようなことから20パーセントという数字を立てているところでございます。

今後、毎年のフォローアップあるいは5年後の見直しを通じて、その進捗状況を見ながら必要に応じて見直しを行っていきたいと思っておりますが、委員の御指摘にありましたとおり、予算面や人の体制について必要なものについては、今後の成果を踏まえた上で、また、検討させていただきたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

○川端座長：そのほかには。

○田辺委員：1点、非常にテクニカルなところでございます。80ページのところで医療観察の問題のところでございますけれども、評価書としては非常によくできているのだと思います。測定指標等のところがきちっと書いてあるのですが、他方、80ページのところを見ると、政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報というところが「なし」と書かれておりまして、他のところを見ると、ある意味ではどういうところに行けば、統計のもとになっているのが見られるのかということを書いていますので、このところは一応、何か、三つぐらいの指標をどこで管理しているのかとか、それから、どういう統計に基づいているかということを書けないことはないと思いますので、記述していただければと思います。非常に疑い深い人がこの数値は本当に合っているのかといったときに、再検証できるというのがある意味では、この評価システムを支えている根底のところにありますので、書けないことはないと思います。何か記述をお願いしたいというのが意見でございます。

○川端座長：今の点はいかがですか。

○保護局：保護局の幸島でございます。今の御指摘のとおりで検討させていただきたいと思えます。

○川端座長：そのほかございますか。

○六車委員：六車ですけれども、度々すみません。形式的なことなのですけれども、44ページと72ページを見て法律の引用の仕方といいますか、44ページですと犯罪被害者等基本法第19条と書いてありまして、この内容は書いていないのですね。その二つ上の欄の達成すべき目標の二つ目の黒ポツで、「犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ」と書いてあるのですけれども、基本計画の方は内容が下の方に書いてあるのですが、犯罪被害者等基本法19条というのを私は来る前に読んできましたけれども、私たちに対しては自分で勝手に読めと、こういうことなんでしょうか。そういう条文がたくさんあるものですから、我々の前に六法全書があってもいいのではないかと思うのですが、なぜないのだろうか。

次の72ページを見ますと、更生保護法と更生保護事業法とだけしか書いていなくて、条文すら書いていなくて、これも来る前に有斐閣の大六法を見てきましたけれども、コピーでもとろうかと思ったのですが、とてもじゃないけれども、量があるので、ここでは一番基になる法律の内容が示されていなくて、評価書を国民の人が見たときに、一番基になるところが法律の名前か、あるいは条文しか書いていないというのは、どうしてそういうことになるのかなと思ったのですが。

○川端座長：今の点はいかがですか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。ただいま六車委員から御指摘がございました点につきまして、確かにそのほかの施策に関係する内閣の重要政策という項目等を見ますと、条文が書いてあるもの、書いてないものがございますので、その点は統一的な取扱いをしたいと考えてお

ります。また、条文の具体的な内容あるいは条文の指摘自体につきましても、この施策に係る内閣の重要政策という項目の中に、どの程度、書き込むかという問題意識もございまして、確かに今、六車委員から御指摘がありましたとおり、根本的な、基本となるものでございまして、その点につきましても、若干、この欄の中が少し書き加わるという形になるやもしれませんが、ある程度、整理をしながら、その点の御紹介ができるように、今後、検討してまいりたいと思っております。

○六車委員：どうもありがとうございます。確かに欄というか、スペースの問題があると思うので、要約とか、そういうものでもいいと思うのですけれども、よろしく願います。

○川端座長：願います。

○南雲委員：南雲でございます。73ページのところの測定指標のところの参考指標に協力雇用主の数、毎年4月1日現在の状況を調査しているものということで、20年から24年まで順次、増加をしてきているのですが、その前の70ページにある職業訓練修了者数の推移等々を見た場合に、協力雇用主の数というのは、この職業訓練を終わった方々が雇用してもらえろという協力をしてもらおうという企業数と、ある程度、マッチングをしているのか。それとも、こういう雇用主をもっともっと増やしていかないといけないというふうに思われているのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○保護局：保護局でございます。協力雇用主につきましては引き続き数を増やしていくとともに、職種を増やしていかねばいけないと考えております。今の御指摘は矯正局での職業訓練とのマッチングの話だと思しますので、矯正局の方から願います。

○矯正局：矯正局成人矯正課の本田でございます。職業訓練を受講した者と、受講したことによる資格を取得し、その資格を生かして出所後の就労に役立てるということは、非常に理想的なことでもございまして、刑事施設の中でも職業訓練の種目については充実強化を図るべく、検討しているところでございます。また、昨年度、協力雇用主であるとか、刑務作業協力企業の関係者の方にアンケート調査を実施いたしまして、受刑者が出所した後に雇用するとすれば、どんな能力であるとか、どんな資格が必要かといったようなアンケート調査とか、また、聞き取りなんかもしているところでございます。そういった情報を踏まえまして、刑事施設中の職業訓練の充実を図っていききたいというふうに考えております。

○南雲委員：その場合に、それ以降、雇用されてから雇用主の方々がこういう点について、受刑後、そういうところに雇用した場合に社会の目というか、近隣からどういう課題が出てきて、そういうものをもう少し直すべきではないかという、そういうアンケート等も行われているということになるのですか。どういう職種が要るとか要らないとかということはアンケートとして必要だと思のですが、雇用した側が商売をやるわけですね。その場合に、そういう人たちがいることに対して、社会又は取引先からどういうふうな目で見られているかということを含めた、アンケート又はフォローアップというのはされているのですか。

○保護局：保護局でございます。協力雇用主の方自体について、そこまでのアンケートということは、現在、行っておりません。個別のケースでお聞かせいただいているという現状にあります。また、いわゆる身元を保証するというような、就労支援事業の補助というようなことを目標の達成手段として掲げておりますけれども、これは就労支援をして雇い入れた者が何らかの事故を起こした際に、今まではなかったわけですが、雇用主に対して見舞金が支払われることで安心できるというような御意見等も反映して、そういう制度を導入しております。ただいま、

委員の方から御指摘があった点も踏まえて、アンケートとなるか、実態の調査となるか、その辺は今後も検討させていただきたいと思います。

○熊田秘書課付：事務局でございます。秘書課として再犯防止対策を取りまとめておりますので一言、お答えしたいと思います。今回の総合対策を検討していく中でも、いろいろな検討の場におきまして、実際に出所者を雇用した雇用主の方に来ていただいて、実体験と申しますか、どういった現状にあるということ聞き取ったり、あるいはパブリックコメントの中でも実際に出所して職に就いた方、あるいは職に就こうとした方からの声なども届いております。そういった問題意識も当然持っております、その点はお手元の参考資料の3として配布させていただきました「再犯防止総合対策」の12ページでございますけれども、その中に就労の確保という項目がございます。

その中で、今、正に委員から御指摘がありましたとおり、刑務所に収容しているときから出所した後、さらには就職して、それが定着するまで、こういったところにかけて一貫したサポートをしていく取組を実施しております、あるいは具体的に雇用主と、対象者、いわゆる刑務所出所者双方のニーズ、こういったものを吸い上げるということにつきましても、今現在、具体的にいろいろな取組あるいは仕組みがあるものではないのですけれども、今後、体制づくりあるいは仕組みを構築していく中で、ただいま頂きました意見を踏まえながら、是非とも、そういった取組をしてみたいと考えております。

○伊藤委員：今の質問に関係してくるのですけれども、66ページで職業訓練の受講率って平成23年度で5パーセントとありまして、68ページで再犯防止の先ほどの対策ということ踏まえて、平成34年度までに5パーセント向上させるとありまして、つまり、10年間かけて5パーセントを10パーセントにするということだと思っておりますけれども、この数字の根拠、何となく目標が低いのではないかなという気もしてまして、今、職業訓練を希望する人がどのくらいいて、その中で、いろんな事情で希望に添えないという人がどのくらいいるかという割合とも関係してくると思うのですが、10年間で5パーセントという目標の根拠を教えてくださいたいと思います。

○矯正局：矯正局でございます。明確な根拠ということはなかなか難しいと思いますが、10年間で倍増ということを考えておりました。受刑者の中で職業訓練の対象となる人間の選定基準と申しますか、そういうところを見ますと、多くのすべての受刑者に対応するということは、なかなか難しいところがございます、現実的な線で10年間で倍増を目指すということを設定したものでございます。

○川端座長：よろしいですか。

○柿嶋委員：保護観察対象者等の改善更生等の施策のところ、性犯罪者への指導の充実という政策に関わる場所についての意見なのですが、目標の達成状況というところを読みますと、性犯罪者処遇プログラムでは、「性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの点を評点とし、問題性の程度を点数化しているため、プログラム受講前後の評点を比較して、改善の判断の目安とすることができる。評点が低下した者が全体の91パーセント」うんぬんということで、点数が下がるということがいいのだというのは、何か、一般人の点数に関する考え方と違うわけですね。

もちろん、アスタリスクがついている2のところと3のところを見ると、要するに問題傾向があると点数が高くなって、問題傾向が下がると点数が低くなるというふうにテストというか、

危険度を判断するときのプログラムができていているというのは分かるのですけれども、こういうふう書いてあるから、いいようなものでもあるのですが、ただ、先ほど私が読み上げましたところ、性犯罪を許容する認知というのは、下がる方がいいとすぐ分かると思うのですけれども、問題解決スキルというと、これを評点にしたとき、下がったらいいいという書き方になるのは変ですよ。それから、他人への共感性というのも、点数は下がる方がいいとは思えない。つまり、一番初めに出てくる性犯罪を許容する認知というのは、明らかにマイナスのものだというのは分かるのですけれども、その次に掲げられている問題解決スキルとか他人への共感性とかという、このところはプラスの価値を書いてあるので、ここは少なくとも混乱すると思います。

それは細かいところなのですが、もう一つは一般的な問題関心なのですが、こういうテストをして、それなりの専門家の方が作ったテストなのでしょうから、何らかのいろいろな授業のようなもの、あるいはいろんな意味での教育をなさるのだと思うのですけれども、ビフォー・アンド・アフターで同じテストをして点数が、危険度がどのぐらい下がったかとやると思うのですが、本当に下がったのか、下がるように回答することを学習したにすぎないのかは、難しいところだと思うのです。私など、こういう問題に関心のある人間としては、法務省でどういうプログラムをしておられるのかとかいうところにも非常に関心があるのですけれども、例えばそういう人がどういうテストをしているのか、知りたいと思ったときに、どういった答案用紙とか、設問で、どういった回答で、どう評価しているのかといったようなことを知ることはできるのでしょうか。

○**保護局**：保護局でございます。まず、第1点目については書き振りの問題もあると思いますので、確かに問題解決スキルと他人への共感性が下がっているというようにも読み取れるということに関して、その表現振りは検討させていただきます。それから、第2点目でございますけれども、全てをとということになるかどうかわかりませんが、御関心ございましたら御照会いただければ可能な限り、回答ができるというような体制にはなっております。

○**柿嶋委員**：それは私個人がではなく、一般の国民がそういうことを知りたいと思ったときにはどうなるのですか。

○**保護局**：可能な限り、公開をしていくような方向を今後、検討していきたいと思っております。

○**柿嶋委員**：今、簡単に何かでアクセスできるわけではないわけですね。

○**保護局**：現状は違います。

○**柿嶋委員**：分かりました。どうもありがとうございました。そういうのはいろんな批判にさらされてソフトは充実していくと思いますので、その方向でどうぞ進めていただけたらと思います。

○**川端座長**：そのほかはございますか。

ないようでしたら、私からも一つお伺いしたいのですけれども、前にも指摘しましたが、45ページ、通訳人参加者に対するアンケート調査結果を参考にしようとして、23年度は有意義とする回答率が100パーセントになったということで、これを46ページでも研修参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、同研修に参加した70名全員から回答を得ることができ、全員が同セミナーについて有意義である旨、回答したと。

これが役に立ったと評価できる一要素であるというふうな評価をされているわけですが、これがどんなアンケートであったのかというのが52ページを見れば分かるのですが、まず、

選択肢三つが「有意義である」「どちらとも言えない」「有意義でない」という、この三つだと「有意義である」という回答に傾き過ぎるというか、要するに選択肢が粗過ぎるのではないかというのは前にも指摘したのですが、その次に、これもアンケートを見て初めて分かったのですが、もっと問題なのは、「2又は3を選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください」とあるのですね。ということは、2又は3を選ぶためには理由をちゃんと書かなければいけませんよというアンケートなので、これは明らかにアンケートの作り方自体に、バイアスがかかっているのではないかというふうに思うのです。

同じようなアンケートを実は被害者支援担当者中央研修会でもやっているのですが、その結果の紹介が60ページから63ページまでにありますけれども、こちらを見ると、有意義回答についても理由を書かせている。つまり、その意味ではフラットな選択をさせているということになるわけで、アンケートの取り方としては、こちらの方がいいのではないか。それから、評価の結果報告で、どういうことを見て評価したのかということ伝えるためには、52ページ以下のどういう集計になったかということが何も分からないようなアンケート用紙を載せるのではなくて、被害者支援担当者のほうのアンケートのように、もっといろいろなことを聞いて、いろいろ回答がされているわけですから、それを紹介した上で、それを踏まえてこういう評価をしたという書き方にするべきではないか、少なくともアンケート結果は資料としては添付するべきではないか。アンケート項目だけ添付するというのは、親切ではないというふうに思われるというのが1点。それが関係があるのかないのかというのは分からないのですけれども、48ページを見ると、ちょうど真ん中ぐらいに、「なお、平成24年度の通訳人セミナーについては、「刑事手続における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構え等を習得させるだけでなく」、これが今までやってきたことなのですけれども、「同一言語を使用する通訳人間での議論を深めることにより、当該言語に特化した質の高い通訳人の育成を図ること」を目的として、より効果的な研修となるように、通訳言語を特定の言語（中国語（北京語）・ポルトガル語・スペイン語）に限定するなどのカリキュラム変更を行った」と書いてあるのですね。

これは、それまでの政策について何らかの評価をして、こういうカリキュラム変更が必要になったということだと思うのですけれども、その根拠がどこにも書いていない。むしろ、今までの研修でみんな満足していますと、大変効果がありましたとしか書いていないので、そのつながりが分からないということじゃないかと思うのですけれども、この点について説明をいただければ有り難いと思うのですが。

○**刑事局**：刑事局の松下と申します。今の御指摘の点ですが、まず、1点目、アンケートの点については正に御指摘のとおりだと思いますので、今年度はセミナーの内容を変えたことに伴いまして、アンケート自体も若干変更されておりますけれども、結果の御報告に際しては、御指摘のような形で変更していくことにしたいと考えております。二つ目ですが、政策変更の理由につきましては、一つには、これまでおおむね同じような形式でずっとセミナーを開催してきておりまして、それで一定の成果が出たということを前提として、より実践的で効果的なものということで、セミナーの内容を改めたということなのですが、その経緯を全く記載しておりませんので、書き方については工夫させていただきたいと思っております。

○**川端座長**：ありがとうございます。そのほかに何かございますか。

○**山根委員**：今の関連なのですが、アンケートについて私も思っています、最後の方の一般の

方々が参加をするフェスティバルのようなものは、無記名で当然かと思うのですけれども、こういった、研修を受けて、それに関するアンケート調査というような、基本的にいろんな施策に関わるものは、どれも記名でアンケートを取られているということの理解でよろしいのでしょうか。そういうすみ分けというのか、どういったアンケートが記名式でというのは、何か考え方があるのかどうかをお聞きしたいと思います。単純に考えて私などがアンケートをする場合も、記名式だと丁寧にきちんと答えようと思う代わりに、逆に余り厳しいことは書きづらいなということがあったりですとか、いろいろ、その時々によってどちらが適切かというのはあると思うのですが、その辺、何か考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○**刑事局**：刑事局でございます。記名式にするかどうかについて、どのような考え方でということにつきましては、正確には今は承知しておりませんので、確認をしたいと思います。ただ、よりの確にアンケートの内容を理解するためには、特に通訳人の場合にはどのような言語の方であるかとか、どちらの地方の方であるかとか、そういったことを踏まえての回答結果を検討したいということから、記名式にしているものではないかと思われまます。

○**川端座長**：ほかに質問、御意見は。お願いします。

○**六車委員**：今の関連ですけれども、46ページから47、48ページの書き方なのですけれども、46ページは施策に関する評価結果というのが一番左にありまして、目標達成状況というのがありまして、次に指標1についてというのがかぎ括弧で上の方にありますね。下の方に指標2についてというのがあって、47ページにいくと指標3についてというのがあって、その次の欄の目標期間終了時点の総括というのになると、指標1とか2とかというのが一緒になって出てきているように思うのですが、それから、48ページの上の方にかぎ括弧で、評価結果の今後の政策への反映の方向性等とかあるのですけれども、指標との対応がどういうふうになっているのかがよくというか、分からなかったのですが、質問の趣旨は分かりましたでしょうか。

○**刑事局**：刑事局でございます。確かに御指摘のとおり、目標期間終了時点の総括という47ページの記載でございますが、こちら指標ごとに記載をしておりますので、指標1について、2についてという形で記載した方が、対応関係が分かりやすいかと思っておりますので、そのように変更することを考えさせていただきたいと思います。そして、総括のところの後、48ページですが、評価結果の今後の政策への反映の方向性等、これも指標1、2、3と、それぞれに対応した形で記載しているのですが、御指摘のとおり、指標2についての反映の方向性等の記載が落ちてしまっております。これは追加をする予定でございます。

○**六車委員**：よく分かりました。一言、なぜ、私がそういうふうにしたのかといいますと、48ページが一番最後から2番目の段落で、「また」というところがあると思うのですけれども、「検察に対して国民の厳しい目が向けられている状況の中で」とあるのですけれども、今、すごく厳しい状況だから、そういうことについて書いてあるのかなという、ここに書いてあることは、どうしてそういう状況の中でというのが出てくるのかなというようなことが書いてあるように思っていて、そこから疑問が広がっていったのですが、一言、申し上げました。

○**熊田秘書課付**：事務局でございます。ただいまの六車委員からの御指摘に関連しまして、事務局としてそもそもの整理といいますか、それぞれの項目についての考え方でございますけれども、御承知のとおり、総務省の方で定めた様式も若干変更されたりですとか、ここへきて、ようやく標準様式というものが固まってきたという事情がございます、その中で、これまで法務省として取りまとめた政策評価の報告書の内容をどういった形で標準様式に落としてい

くか、あるいは標準様式に基づいて、どの項目にどういったことを記載するかということについてある程度の大枠をこちらから各担当部局へ示しているところですが、その点につきまして、未だ検討しているところもございます。

そういった中ですので、なおさら指標と、それから、そもそも掲げられている目標、さらには施策自体に対する評価、このあたりの関連性が分断されていたり、項目について付されている標目と内容が、若干、ずれていたりということがあるのかなというふうに考えております。ですので、今後、その点に関しましては、例えば指標というのは飽くまでも目標達成状況を大きく捉えると、施策についての目標、これを達成したかどうかを測る上での一つの指標といたしますか、一つの軸でございまして、指標を例えば三つ立てた場合に、その三つそれぞれが達成されたから、すなわち目標が達成されたかということ、そうではないというふうに捉えられる施策も数多いかと思えます。

ですので、あくまでも指標につきましての達成状況、これはこれとして、一つの評価ですので、総括的に年度における実績を掲げまして、さらにそのほかにも、施策に関しまして、いろいろな取組をしておりますので、それらを踏まえた上での施策の目標達成状況、これを記載しまして、なおかつ最終的には施策自体に対する総括的な評価、それから、今後のその施策についての方向性、こういったものがある程度、見えるような形で整理できればというふうには、考えておるところでございます。今、過渡期ということもあり混乱させてしましまして、大変申し訳なく思っておりますけれども、その点も、今後、整理しつつ、より項目が整理されて、分かりやすい評価書の作成に努めてまいりたいと考えております。

○六車委員：よく分かりました。

○川端座長：ほかには御質問等はございますか。

ないようでしたら、次に基本政策Ⅲ、国民の権利擁護及び基本政策Ⅳ、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅲ及びⅣに関する事後評価の概要を御説明いたします。

まず、92ページを御覧ください。「登記事務の適正円滑な処理」、事業名といたしまして、登記情報システム再構築事業につきまして御説明いたします。本施策につきましては目標管理型の政策評価となっております。この施策は、登記事務につきまして事務処理の効率化や経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させることを目的としておりまして、平成23年度の目標としましては、登記情報システムの運用経費の削減を掲げております。そして、目標の達成状況等につきましては93ページ以下に記載してありますとおりであり、最適化計画に基づき、平成22年までに全登記所で新システムが導入されたことなどもありまして、目標を上回る経費の削減が図られております。

次に97ページを御覧ください。「人権の擁護」について御説明いたします。本施策につきましては総合評価方式によって評価しております。この施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としております。具体的な取組といたしましては、大別して人権啓発の更なる推進と人権相談・調査救済体制の整備があり、それぞれの内容につきましては99ページ以下に記載してございます。これらの取組を踏まえました本施策に対する事後評価の概要ですが、115ページ下段に記載してございますとおり、各種人権啓発活動の実施や人権相談、調査救済体制の整備により、人権尊重思想の普及・高揚を図るとともに、人権侵害事案の迅速・的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたもの

と評価しております。

次に132ページを御覧ください。「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」について御説明いたします。本施策につきましても総合評価方式による評価を行っております。この施策は、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目的としております。具体的な取組としましては、大別して訟務組織における人的・物的体制の充実・強化、そして法律意見照会制度の積極的利用の促進が掲げられておりまして、その内容につきましては133ページ以下に記載してあるとおりでございます。本施策についての事後評価の概要ですが、各種取組により訟務組織における人的・物的体制の充実・強化が図られ、法律意見照会制度の利用が促進された結果、国の利害に関係のある訴訟について適正・迅速な処理がなされたものと評価しております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は以上でございます。

○川端座長：ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

○中村委員：中村でございます。人権の部分について意見を申し上げたいと思うのですが、まず、106ページの下の方のイの（ア）というところを拝見しますと、人権侵犯事件に関する取組の子どもの人権のところ、強化週間ということで日曜日にも開設をした結果、通常時の約3.3倍となったとございます。それから、107ページの方の女性の人権のところを拝見すると、この部分についても通常時の約3.3倍となったというふうにございまして、108ページを拝見すると、社会福祉施設等につきまして通常時の2.2倍というような数字がございます。

これは強化週間においてたくさんの相談が寄せられたということ、その部分に関しては非常にいいということだと思っておりますけれども、逆に申し上げますと、実はニーズがたくさんあって、ある意味、一過性に終わってしまっているというところもあるのではないかなど。例えば108ページのその次のところの表を拝見すると、特設人権相談所の開設件数は、23年度におきましては、やや減っているというところもございまして、この部分に関しては非常にニーズがある中で例えば日曜日の相談ができないということで、対応ができていないというような見方もできるのではないかとこのように感じましたので、当然、コストもかかることだとは思いますが、今後の対応について更に御検討いただければなというふうに感じました。

○川端座長：ただいまの点はいかがですか。

○人権擁護局：人権擁護局の葛谷でございます。御意見をありがとうございます。確かに隠れたニーズがあるのではないかとこの御指摘につきましては、私たちもそのように思っております。そういった観点から、特に人権課題として強く取り組む必要があるというふうに考えておるものについては、今も、強化週間の取組を行っておりますが、更に声なき声を吸い上げる必要があるということで、新しいポスターですとか、あるいはそのほかの広報活動も今年度、また、計画しておりますので、そういったことで、更に声なき声を吸い上げる努力に努めてまいりたいというふうに思っております。

○川端座長：そのほかの御質問、御意見はございますか。

○六車委員：何回もすみません。六車ですけれども、こういうところで言うのもどうかという方もいらっしゃるかもしれませんが、113ページと115ページの文章の書き方なのですけれども、113ページのところの（2）必要性、ア、国民や社会のニーズとあるのですけれども、ずっと読んでいって、一体、どこに結論がというか、何が言いたいのかということ、すごく後の方に出

てくるように思うのですけれども、それから、115ページ（4）の有効性、アの手段の妥当性というところも1行目を読むと、すべての国民に対してとかということ、ずっと読んでいて、普通はこれだけ長ければ最初に結論を書いて、その結論はこういう理由だから、その理由はこうであるというふうに、世の中はそういう文章になってきていると思うのですけれども、御検討いただけたらと思うのですが、特にこういう長くて、読んでいるうちに何を言っている文章なのかというふうにならなくなってきたりするのは、まず、最初に結論を出す、それで、その根拠を書くという、そういうスタイルにした方がいいのではないかなと思いました。

○川端座長：いかがですか。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。御指摘を踏まえまして、文章の書き振りといいますか、構成については検討させていただきたいと思っております。

○六車委員：よく分かりました。

○川端座長：そのほかに、御質問、御意見はございますか。

○六車委員：度々申し訳ありません、136ページの下の方の7というところに、施策に関する内閣の重要政策というところで、裁判の迅速化に関する法律、これは第2条第1項、第7条と丁寧に書いておられるのですけれども、お聞きしたかったのは第8条なのですけれども、この法律を読むと、最高裁判所は2年ごとに検証しなければいけないというような規定がたしかあったと思うのですが、法務省の方が検証されたときに、最高裁判所の検証とか、検証結果はどういうふうに取り入れられているのかとか、最高裁の検証と法務省のこの政策評価の関係がどうなっているのかなと気になったものですから、その点を教えていただければと思います。

○訟務部門：訟務部門の竹中でございます。裁判所は2年に1回ごと、今回、去年7月に第4回目の検証結果が出ておるのですけれども、裁判所の結果と我々の結果というのは、必ずしも一致しないのではないかと考えております。というのは、裁判所については全ての民事事件、行政事件についての検証結果を発表しているというところなのですけれども、我々は国に関する訴訟についての結果ということですので、出てきた結果、審理期間とか、そういうものについては必ずしも一致しないのではないかと考えておりますが、参考にはさせていただいているというところはございます。

例えば裁判所の検証結果でいいますと、民事事件でいいますと、平均の審理期間は8.3月というふうに出ているところなのですけれども、それは全ての事件をひっくるめた審理期間ということなのですけれども、中身をずっと見ていきますと、我々の民事事件といえますのはほとんどが国家賠償事件ということになっておりまして、その中の裁判所の分類の中でいいますと、「その他損害賠償事件」の中にほとんどが入ってしまうのではないかとということになります。参考にはさせていただいたのですけれども、それとリンクするという事はないというふうと考えております。

○六車委員：どうもありがとうございました。

○伊藤委員：すごく細かい質問になってしまうのですが、107ページの子どもの人権SOSミニレターについてお聞きしたいのですが、今、ちょうどいじめの問題なんかで社会で話題になっているわけなのですが、学校とは違う、こういう救済ルートがあるというのはすごくいいことだなと思っていて、便箋と封筒を一体化したレターというふうにあるのですが、これは切手を貼らなくても出せるような形になっているのでしょうか、着払いで。

○**人権擁護局**：人権擁護局でございます。子どもの人権SOSミニレターは、料金受取人払い郵便の便箋兼封筒となっておりますので、レターの返信時に切手を貼る必要はございません。

○**伊藤委員**：分かりました。わざわざ子どもが切手を貼らなければいけないとすれば、そこでわざわざ出さなくてもいいやというふうになってしまうと思ったものですから、そうなっているのであればいいかと思えます。

○**六車委員**：度々すみませんけれども、今の関連で、あらかじめいただいた犯罪被害者の方々へというパンフレットを見ますと、ホットラインは全部被害者持ちになっていると思うのですが、今の切手の方はお金がかからないけれども、ホットラインの方はお役所の方が持たないというのは、どうしてかなというふうに思ったのですが。

○**刑事局**：刑事局でございます。その理由については、ただいますぐにお答えができませんので、調べてまた回答させていただきます。

○**六車委員**：どこから、どういうふうにしてかけるか分かりませんが、今、かなりのところがそういう相談したいのは無料に、「0120」とかというふうになっていると思うのですが、もし、そういう有料であることが何かのさっきの切手じゃないですけど、ひっかかるようなことがあるとすれば、本来の趣旨に反するかもしれないなということを思いました。

○**川端座長**：そのほかはございますか。

では、私の方からも1点、これも余り大した問題じゃないといえませんが、136ページの(4)有効性の最後のパラグラフですけども、最後が「国の訴訟対応が適正・迅速に行われたことが、大きく寄与していると考え」と書いてあるのですが、何に寄与していると言っているのがこの日本語で分からないというのが一つ。もう一つは訟務組織が処理する訴訟で、「審理期間が2年以内であったものの率は80.2パーセントに達している」とあるのですが、これは平成23年度ですが、年度ごとにどう変わってきているのかというのが書かれていないので、効果が上がってきているとか、逆にひょっとしたら上がらなくなってきているとか、あるいは変わらないとかいう評価ができない、単年度の率だけをぽんと取り出して書かれても、それが何を意味するかという比較の対象がないと評価のしようがないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○**訟務部門**：訟務部門の竹中でございます。まず、単年度のパーセントだけ出たということに関しては、件数もということもあったかと思うのですが、我々に関係あるのはパーセントかなというふうに考えたものですからパーセントだけを書いたということで、件数も一応把握はしており、そこを比較して書くということであれば、検討させていただきたいと思えます。

それと、適正・迅速は何に寄与しているかということなのですが、我々の政策というのは基本姿勢といいますか、目指すところは法律による行政の原理を確保して実現するというところで、そのために何をしなければならないのかということを考えてみますと、我々は訴訟手続の中で、その範囲内で何ができるかといいますと、個人の訟務担当者の能力を高めること、あるいは能率機器を用いて迅速に処理をすることということに限られてくるのではないだろうかということを考えております。それで、何が適正・迅速に寄与しているかと申しますと、そういうここに掲げてありますような施策によって、適正・迅速が確保されてきているのではないかというふうに考えたところです。

○**川端座長**：ですから、この施策によって適正・迅速が確保されているというためには、普通に

考えれば、こういう施策をする前とした後で、どれぐらい審理期間が変わったのかとか、そういう比較をしないと、ただ、こういう施策をしました、今、23年度は80.2パーセントが2年以内でしたというのでは、その施策が効果があったという論証にはなっていないのではないかと、そういうことなのですから。

○**訟務部門**：実は過去の政策評価におきましても、達成目標といたしまして審理期間というのを達成目標に掲げていたことがございましたけれども、訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果、生じた紛争につきまして不服申立ての手続を経るなどした上で、最終的な解決手段として提訴されるというようなもので、行政の在り方そのものをめぐって、いろいろと双方が主張立証するものであります。

それと、最先端の科学技術だとか、新たな法律問題だとか、そういうものを含む訴訟だとか、あるいは原告が多数いらっしゃる訴訟だとか、そういうような訴訟がたくさんございまして、訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかということにつきましては、それぞれの個々の事件の性質だとか、相手方の訴訟対応だとか、あるいはまた裁判所の訴訟指揮等、そういう外部要因によって大きく左右されるというところがございまして、必ずしも我々訴訟の一方当事者だけの努力によって、迅速が実現できるものではないというふうに考えておきまして、審理期間については、これを目標として設定することは、必ずしも適当ではないのではないかと考えているところです。

○**川端座長**：私も弁護士ですから、言われている趣旨は分かるのですが、ただ、ある種の非常に困難な事件という、そういうカテゴリーのものを処理しているという、その状態は変わっていないわけですから、いろんな施策によって、それがどうなっていくのかということを見て、その施策が有効であるか、有効でないかというのを判定することになると思うのですよね。迅速に処理するというのが一つの目標であるとするならば、迅速化に寄与したのかしないのかというのは、この施策を導入したら審理期間が例えばこうなりましたと言えるか言えないか、言えないとすれば何が要因なのかというふうに分析をしていくのが普通じゃないかなと思うのですけれども。そういう意味で、ここで80.2パーセントに達していることからすれば、国の訴訟対応が適正・迅速に行われたというふうに書いて、大きく寄与していると考えられるという、この大きく寄与していると考えられるというのがどこにつながるのか、日本語として分からないというのは申し上げたとおりでございますけれども、いずれにせよ、審理期間を効果のある指標と見ているというのは、この文章から明らかなので、その場合は比較が要るのではないのでしょうかということをお願いいたします。

○**訟務部門**：審理期間に関しましては、平成16年当時は70パーセント台だったんですけれども、平成17年以降はずっと80パーセント台を維持しているということで、それなりに我々の施策が迅速化に一定の効果として、反映されているのではないかと、そういうふうには考えているところです。

○**六車委員**：細かいことばかり言って申し訳ないのですが、今のところ、川端座長が指摘されたこの文章なのですから、最初を読みますと、「訴訟の迅速性は」というところで「は」が出てきて、その行の終わりの方に「審理期間は」というのがまた「は」が出てきて、4行目のところで「審理期間が2年以内であったものの率は」と、一つの文章で「は」が三つも出てくるから、川端座長がおっしゃるように大きく寄与しているのがわからなくなるのは当然で、別に訟務ではなくて、全体的にそういう観点からの文章のチェックというのをもうちょ

つと、ちゃんとやった方がいいのではないかと、それが今みたいなよく分からないというところにつながってきて、こういうのが一つの類型で、結局、今みたいなことになるという感じがするので、お願いですけれども。

○柿嶋委員：事柄の性格上、そういうことをするのがすごく難しいことなのかもしれないのですけれども、同じことをするなら早く行われた方がいいと思うのですけれども、同じことをするわけではないですよね。訴訟事件は、みんな、それぞれ違っているんで、違うものをどういうふうに、その処理についてどう評価したらいいのか、評価するのがすごく難しい、時間だけは共通に評価できる規準としてできるということで処理のスピードだけを見る、私がこの評価を読んでいて気になるのは、スピードだけの問題ではないだろうと思うのですね。

でも、クオリティを表現するというのはすごく難しいとは思っているのですけれども、実際、司法制度改革や何かのところでも、事前規制型の社会から事後救済型の社会へとかということ言われているわけで、いろんなものが変わってきている中で、当然、お扱いになっている事柄の中にも、そのとき、その時代時代の変化を現したようなものが出てくると思うのですね。そういうものをある程度踏まえて、こういうものを書くことは難しいのでしょうか。

例えば人権救済のところや何かは具体的な例が書いてあって、読んでいる人間がこういうことをやっていて、こういう役に立っていただいているのだなということが分かるのですけれども、この部分は読んでもよく分からないのですよね。すごく御苦労があるとは思っているのですけれども、具体的に書こうと思うと、いろんな省庁のことが出てきて、差し障りが出てくるのだらうとは思いますが、これだと全然、非常に無機的で血肉の部分が全くないという感じがするのです。それが「は」がいっぱい出てくる文章につながっている背景にあるように、私には思えるのですけれども、いかがでしょうか。

○訟務部門：訟務組織の特殊性というものがあるのですけれども、我々がやっている業務といたしますのは、行政庁が所管する事務に関する訴訟等を扱っているということでございます。それともう一つ、行政の場ではなく司法の場での業務であるということがございまして、個別の事件について評価するというのはできないのではないかとということで、こういう書き方になってしまったというところがございます。

○柿嶋委員：具体的に書くという、何をしておられるか、もう少し読む側に分かるようなということは、どういう事件が事件になっているのかというのは、時代に伴って変化していると思うのですね。行政事件の中身です。それで、それが変化していれば、それに対する対応、結局は政府の弁護士をしておられるわけですよね、やっているお仕事は。そうすると、事件の内容が変わってくれば、リーガルサービスの中身も変わってくると思いますし、変化に対する対応に腐心されているところもおありだと思えるのですね。そういうことを少しは書いていただくと、どうなのだろうかというのが私が申し上げたこととございます。

○訟務部門：何回も申し上げますけれども、司法の場での業務ということになりまして、訟務としては訴訟の一当事者として、訴訟の進行にいかにか速やかに対応できるかと、そのためにどのような体制を整えるかということが、まず我々の仕事じゃないかなと考えているところでありまして、そのためには、ここに書いてありますような研修を通じて訟務職員の能力を高めると、これが極めて重要なことだろうというふうに考えておりますし、そのほかに事務の合理化、機器の使用についても同様、迅速化には欠かせないものだろうというふうに考えているところでありまして、個別とはいかないまでも、この時代の流れにというふうにおっしゃいましたけれ

ども、そういうところまで踏み込んでやりますと、個別のある分野、特定の分野についての訴訟に対する評価というものも、入ってくるのではないかというふうに考えておりました、そこまでやると、国の内部の情報ということもありますので、難しいのかなという感じは受けています。

○熊田秘書課付：事務局でございます。まず、先ほど六車委員の方から御指摘いただきました文章の点に関しましては、これまでも常々、いろいろな形で報告書の記載振り等について御指摘いただいているところでありまして、事務局といたしましても、取りまとめている段階で注意を払っているところではございますが、まだまだ、不十分な点がございまして、確かに御指摘のとおり、いわゆる日本語としてどうなのかということもございまして、そもそも、分かりやすい評価書というものはまずもって、分かりやすい文章であるということもございまして、今後、事務局におきましても、引き続き、取りまとめる段階でそういった文章の記載振りですとか、あるいは用語に関しましても留意してまいりたいと考えております。

それから、ただいま柿嶋委員の方から御指摘もありましたし、また、座長の方からも御指摘がございましたが、法務省が行っております様々な施策に関しまして、数値あるいは一つの要素だけで成果あるいは評価を示すことがしづらいものであることは皆様、御承知のとおりかと思えます。ただ、この政策評価におきまして、それぞれの部署で行っております具体的な取組につきまして、どのような形で内容を御理解いただき、それについて、どのような結果あるいは成果を上げているかということにつき、どのような紹介、説明の仕方がいいのか、これに関しましては、今、話題に上りました訟務に限らず、恐らく法務省全体の各施策にわたることであろうと考えております。

したがって、今後、改めていろいろな事前分析も含めまして、どういったことが項目あるいはその内容として御紹介できるかどうかも含めまして、事務局としましても各部署と十分協議しながら、考えてまいりたいと思えます。本日、承った意見につきましても、どこまで紹介するのか、特に根本に立ち返り、分かりやすい評価書を作るという意味でも、参考にさせていただければと考えております。

○柿嶋委員：一言、つけ加えて、私は英米法を専門にしております、一応、今度の司法制度改革は法治主義から法の支配へというのが一つのキーワードになっているわけですので、それに乗かって申し上げますけれども、英米系の国ではアトニーゼネラルが政府の弁護士代理なわけですよ。法の顧問の最高責任者がアトニーゼネラルなわけで、アトニーゼネラルが各行政庁がこういう法律の解釈について、行政府としての見解の統一をアトニーゼネラルがやっているわけです。だから、アトニーゼネラルの、そういう意味でオピニオン集というのは政府刊行物になっている。つまり、こういう点についての法律解釈はこうだというアトニーゼネラルのものが公刊されていて出ているのです。だから、照会件数もこんな数じゃありませんし、それが公表されているのです。

私はそれが法の支配の在り方だと思うのです。行政事件についても国の訴訟だからとおっしゃいましたけれども、訴えてくるのは多くの場合、向こうなわけですよ。アメリカの場合は行政庁が法律を執行するために、裁判所を使って相手方を訴えますから、いつも訴えられる側に回っているわけじゃなくて、大いに裁判所を使って法の執行をしているわけですから、日本も私はそうなると思いますけれども、それは置いておいても、訴えられる側に回っているのですから、向こうが争点を持ってきているわけですから、そこでまず隠さなければいけな

い必要なんかないですよ。だって、自分がトリガーしたわけじゃないので、裁判というのはオープンなものですから、それについてこういう事件が増えてきて、こういうところで苦慮していて、こういうところで努力してうまくやっているということを書いても、私は何の差し障りもないことだと思うのですが、それを差し障りがあると感じているのが法治主義の考え方だと思います。

○川端座長：ほかにはございますか。

では、次に基本政策V，出入国の公正な管理，基本政策VI，法務行政における国際化対応・国際協力及び基本政策VII，法務行政全般の円滑かつ効率的な運営に関する政策について、また、成果重視事業について事務局から評価の概要を御説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策VないしVII及び成果重視事業の事後評価の概略について御説明いたします。

まず、138ページを御覧ください。「出入国の公正な管理」について御説明いたします。本施策に対する評価は総合評価方式によっております。この施策は、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現し、併せて社会の健全な発展を目指すことを目的としております。具体的な取組といたしましては、大別して不法滞在者等を踏まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組と、円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進が掲げられており、それぞれの内容につきましては140ページ以下に記載してあるとおりでございます。

中でも、本年7月9日から導入されました新しい在留管理制度につきましては、在留情報を一元的かつ継続的に把握し、公正な在留管理を行うものでございまして、共生社会の実現等に大きく寄与するものと考えております。平成23年度における各種取組及び評価につきましては、145ページに記載してございますが、本施策全体につきましては新しい在留管理制度の運用状況などを踏まえまして、平成25年度に最終的な評価を行うこととしております。

次に154ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。本施策につきましては目標管理型の政策評価となっております。この施策は、国際連合と協力して行う調査・研究や法整備支援のための研修等を通じて、法務省が有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進することを目的としております。そして、具体的な目標として、充実した国際研修の実施や支援対象国における立法技術の向上及び法曹人材の育成強化などを掲げておまして、これらの目標達成に向けて様々な取組を行っておるところでございます。測定指標の実績等を踏まえまして目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、157ページ以下に記載したとおりでございます。各種取組によりまして、国際協力の推進という目標を達成できたものと評価しております。なお、これまで法務省が取り組んでまいりましたアジア諸国等に対する支援や各種研修等につきましては、資料を添付してございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、173ページ及び190ページを御覧ください。「施設の整備」について御説明いたします。平成23年度におきましては、「大阪法務局北出張所の新営工事」及び「苫小牧法務総合庁舎の整備事業」につきまして、事業評価方式により事後評価を実施いたしました。いずれも大臣官房施設課における事後評価の概要に基づきまして事前評価を実施し、新規事業採択の要件を満たしていたものでございます。今般、事後評価を行うに当たりましては、巻末に参考資料として添付しております法務省大臣官房施設課における事業評価システムを用いておりま

す。その結果、両事業ともに事業の目的をおおむね果たしているものと評価しております。

最後に、206ページを御覧ください。成果重視事業であります「出入国管理業務の業務・システムの最適化」について御説明いたします。この事業は出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点から見直し、システム運用経費を削減することにより、平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを目標としておりまして、最終的な評価は平成26年度に行うこととしております。したがって、平成23年度の評価は中間報告という位置づけになりますが、最適化計画で定められた工程管理表どおりにシステムの開発・運用等が行われておりますことから、これまでのところ、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価しております。

基本政策VないしVII及び成果重視事業に関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問があればお願いしたいと思っております。特にございませんか。

それでは、そのほか、事務局から何かございますか。

○熊田秘書課付：それでは、先ほど冒頭に御説明申し上げた再犯防止総合対策につきまして、せっかくでございますので、この場におきまして委員の皆様方から、御意見、御質問等を頂戴したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○柿嶋委員：質問なのですが、「再犯防止に向けた総合対策」というところで、再犯の現状と課題という左側の欄の一番上のところに書いてある犯罪者数のうち、再犯者の占める割合が3割で、それが犯罪の事件の6割というふうにごで御説明なのですけれども、それというのは3割の人が6割を占めることになるということになると、事件がすごく減っているということなのですか。それとも、算数のところが分からないのですけれども、複数の事件を再犯者が惹起するということなのでしょうか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。秘書課としてお答えいたします。説明が非常に甚だ簡単で申し訳ございませんでした。まず、そもそも、このもととなっております特別調査といひますのは、昭和23年から平成18年までの刑務所出所者等につきまして、100万人を無作為に抽出しまして、その中で3割の者が再犯、要するに2度以上、犯罪を犯しているということであり、他方におきまして、その犯罪の全体の件数としましては、約160万件ないし170万件だと思ひますが、そういった件数になっております。この全体の事件数の中で再犯者が起こした犯罪の割合となりますと、いわゆる6割ということになってございます。その点の説明につきましては、参考資料3の1ページ、「はじめに」とございますけれども、こちらの上から4行目の1段落に記載してございます。

○柿嶋委員：すみません、それでもよく分からないのですけれども、事件が起こって、この事件数というのは検挙された数と考えていいのですよね。再犯か、再犯じゃないかって捕まえなかったらわかりませんよね。だから、検挙した数の中で捕まえてみたら、10人のうち6人が再犯者だったという話ですよね。だけれども、刑務所から出所する人の割合に占める再犯者と、初犯で入った人と再犯で入った人の割合が7対3になっていますという話ですよね。そこの割合にそごがある気もするのですけれども。

○熊田秘書課付：1ページ目の「はじめに」の中にございませんけれども、前歴を持っている者100万人をまず抽出いたします。この100万人がそれぞれ例えば1件犯罪を起こしていれば、件数はそれぞれ1件になりますけれども、例えばその中で1人が2件起こしていれば、事件数の計

算としては2件という形になります。ですので、基となっておりますのは犯歴を持っている者100万人、こちらにつきまして、それぞれ、何件犯罪を犯しているかということで計算していきますと、約170万件という数値が出てまいります。この内訳を見ますと100万人の中で2度以上、犯罪を犯した者が約29パーセントという数値がございます、他方で、先ほど申し上げましたとおり、犯歴をもとにして計算しました事件数、こちらから見た場合、再犯者による事件数が約58パーセントという数値になっております。

○柿崎官房参事官：この数字のところは非常に分かりにくい、言い方を変えて御説明をさせていただくと、無作為に人数で100万人を抽出しております。その中には30万人の複数回の犯罪を犯している者と、1回しか犯していないものが約70万人いるということで、件数で申しますと約170万件になっていますので、1回しか犯さない者が70ということを見ますと、約100万件が複数回、犯罪を犯す者によって起こされていると。したがって、複数回、犯罪を犯している者についていいますと、30万人が100万件を犯しているのです、1人当たりで申しますと3回から4回程度の犯罪を犯している。つまり、刑事政策としての再犯防止対策の必要性というのが、再犯を繰り返す者に対して、どのように防止を図るかというところにあるという説明でございます。

○川端座長：よろしゅうございますか。

○柿嶋委員：再犯者の定義は、前に犯罪を犯しているけれども、捕まっていなかったというのは再犯者にはならないのですか。それとも、再犯者にそれも入っているのですか。捕まえてみたら余罪があって、前は捕まっていなかったけれども、そこはいかがでしょうか。

○熊田秘書課付：余罪については全く検挙されていない場合ということでしょうか。

○柿嶋委員：つまり、カウントするときになんかどうなっているのかなと思ひまして、捕まえてみたら過去にも同じような事件を起こしていたけれども、捕まっていなかったという人もいると思うのですけれども、そういう人も再犯者の中に入っているのですか。

○熊田秘書課付：全く検挙されていなければ、その中には入らない形になっております。

○柿嶋委員：入らないのですか。

○川端座長：最初に捕まったときに2件犯していて、両方とも起訴されている場合は、初犯者でも、送検数としては2件とカウントされると、そういうことですか。

○熊田秘書課付：送検数としましてはそうなります。

○川端座長：そうですね。そうすると、初犯者が70万人いるから、必ず、その70万人が犯した件数が70万件ということはないですね。要するに、複数犯罪を犯して初犯者であるという人はいるわけでしょう。

○熊田秘書課付：今の説明に関しましてですけれども、例えば1人の者が繰り返し何件か犯し、その者が検挙されれば、当然、初犯者という扱いですけれども、件数の扱いにつきましては、必ずしも件数をそのまま事件数に入れていくわけではなく、確定判決の数によっております。

○川端座長：件数は確定判決の数ですか。その場合、確定判決の数というのは、要するに2件の窃盗を犯して初犯で起訴されて、併合罪で処理された場合には1件になるのですか、2件になるのですか。

○熊田秘書課付：その場合は1件になります。

○前田委員：さっき、言いかけたので一言、今の話はいいいのですが、要するに繰り返す人が多いのをなくすということを目標にされるというのはいいいと思うのですが、私が言いかけたのは、

だから、ここにいろんな施策が出てきますよね。いろんなレベル、例えば法教育みたいなものを充実させていくといったって、これで減らすといったって、非常に大事なことで長い目で見れば大事なんだけれども、20パーセントを落とすみたいな話にはつながらないのですね、即には。だから、つながるものだけをやればいいという施策は困っちゃうのですが、施策を立てて数字を出すのだとすると、例えば保護局なりのこの施策で大体大きな流れとして、予算をこれだけ多くつけて、こういう方向で、これだけ落とせるみたいな骨みたいなものがないと、何年間の間に何パーセントというのを出すのは、先ほどの今日の審理の対象になっていた入管局のやつなんかはきれいに落ちていっていますよね。

幾つのファクターが、やったとおりのものが出ているのだけれども、これを見るといろんなもの、こういうをつくると、全部、寄せ集めなければいけないし、関係あるものを全部入れなければいけないということはあるのですが、法務省だけの範囲じゃないし、文科省がどこまでやってくれるかとか、警察とのつながりとか、それを具体的にここを今までより、これだけ具体化して連携を強めるとか、さっき、具体的な保護のやり方が、新しい施策が紹介されて、保護も頑張っているのはよく分かっているのですけれども、保護司さんの制度の本質的な解決とかなんとかがもう一歩ないと、数字を余り出しちゃうので、だから、私はこういう方向で再犯防止に対して総合対策を打つというところまではいいんですけれども、何パーセントを何年の間に落としますみたいなやり方って、経済の社会だと、そういうやり方が自然でいいんだと思うのですけれども、結局、帳じり合わせにしかならなくて、さっき、申し上げたように、今、保護局でこういう問題があって、ここに人が足りないから、ここを積み出していければ、これだけよくなるというもののある程度の積み上げがあって、あと、アバウトでこうやれば、うまくいくかもしれないというような抽象的な政策も加えてやっていくというのはいいのですけれども、ファンダメンタルなとか、非常にかたい部分で、これをこうやれば、これだけ落ちそうだとするところが、これだと見えないなという感じがするという本当に雑駁な感想なのですけれども。

○柿崎官房参事官：今の御指摘に的確にお答えすることは、私どもにはまだできないということを最初に申し上げないといけないのですが、確かにある程度、具体的なエビデンスを持って、この施策の有効性はこの程度あるので、今後の方向性として、さらにこれだけやれば、こういった効果が期待できるといった積み上げによって、目標を御説明を全体としてするというのは、現時点では難しいものというふうに考えております。

○前田委員：ですから、ないものねだりとか、理想論なのですけれども、こうやって毎年やっている政策評価の中で、ここをこうやればいいというのが、こういう総合政策みたいなものにつながってくるといいと思うのですよね。先ほど御指摘があって、文章を書く側から見ると大変なんです。各部局で仕事が増えて、そんなに人員を増やしてもらえないで、書類を出さなければいけないでやる中で、それが将来的にプラスの方向につながる方向に一步でも持っていくというと、やりがいも出てくると思うし、我々も審理のしがいがいより大きくなるということで、変な言い方で申し訳ないです。

○柿崎官房参事官：正に今、いただいたお話の方向で我々としても、今、行っているものがどれだけ、今後のことになっていきますが、実際に効果を生むのか、そののところをしっかり見た上で、毎年の今後のフォローアップの中で有効な施策に特化した取組、あるいは新たな施策の積み増しというものを考えていきながら、取組の厚みを増していきたいと思っておりますし、その意味では、

政策評価の場を通じても御指導をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山根委員：④にあるように、広く国民に理解をされて、支えられた社会復帰を実現する、民間資源の参画というのはとても大事だと思っています。いろいろなNPO等も既存のものもたくさんあるとは思いますが、裁判員制度ができて、経験者の方がいろいろな犯罪のない社会づくりとか、再犯をなくすための支援をしたいとか、そういった声が随分上がってきているように聞いています。いろいろなところでネットワークもできているようですので、そういった新しいところとうまく連携していくようなことをお願いできればと思います。

○柿崎官房参事官：ありがとうございます。正に最近の動きの中で私どもが期待をしているのもそういった部分でありまして、先ほど例示で申し上げましたように、社会内でこういった受皿を用意するのか、孤立をさせない取組といったことで、これまでは民間の運営する更生保護施設というものもありましたし、国が運営する自立更生促進センターといったようなものもつくっておりますが、今後、大きく事業の厚みを増して展開していこうというふうに考え、NPO法人でありますとか、社会福祉法人の方々と連携した取組といったものが非常に大きな動きとして出てきているところでございます。実際に私どももその現場を見せていただく機会を持ちましたけれども、社会内のネットワークで幾つものチャンネルを持って、あるいは立ち直りとか就労の場にしても、一つの間が駄目であれば次の間がある、あるいは支援する人にしても、複数の人が関わっていくという中で、きずなが形成されていくといったような取組を見せていただいております。今後の取組の中で、しっかりと拡充を図っていきたいと考えているところでございます。

○柿嶋委員：質問をよろしいですか。先ほどの私が質問させていただいた同じ紙なのですが、今度は右側のピンクと黄色でできている図の方なのですが、右側の下のところに女性とあって、「女性に特徴的な傾向の分析に基づく、さらに効果的な指導・支援方策の検討・実施」というのが書かれているのですが、具体的には女性に特徴的な傾向って、どういうものなのですか。

○柿崎官房参事官：本文中の5ページのところで女性に対する特徴の分析をしておりますが、一つには女性の入所受刑者が長期的に見て増加傾向にあることを書いております。その三つ目のパラグラフのところで、覚せい剤取締法違反の割合が約4割と男性に比べて高いこと、これは、これまで一貫して変わらない女性の傾向でございますが、また、高齢者層で見ますと、女性の場合、特に男性に比しても窃盗事件の割合が非常に高くなっているというようなことが、女性における特徴として捉えているところでございます。

また、一方ということで、その下のパラグラフにありますけれども、女性の受刑者あるいは少年院在院者の場合には、過去に被虐待体験であるとか、性被害によるPTSDのようなものを持っていたり、あるいは摂食障害といったような、そういう心理的な面の問題を抱えていらっしゃる方が多いという現実がありますので、再犯防止に向けて女性だからということではないのですが、女性におけるそういった特徴を捉えて、的確な指導や支援を行っていくということを考えているものでございます。

○柿嶋委員：ありがとうございます。

○川端座長：よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議事項については終了いたしましたので、ほかに御発言がないようでし

たら、最後に今後の予定について事務局からお願いいたします。

○熊田秘書課付：事務局でございます。本日は委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容につき検討いたしまして早期に取りまとめ、法務省のホームページで公表したいと考えております。また、本日の議事内容につきましては、従来と同様、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

次回の懇談会でございますが、今回は平成25年度法務省事後評価実施に関する計画案について御審議いただく予定としております。日程につきましては、来年3月ころの開催をめぐるといしまして、追って委員の皆様方の日程調整をさせていただいた上で、事務局から御案内を申し上げます。

本日はお忙しいところ、いろいろな御指摘、貴重な御意見等を賜りまして、誠にありがとうございました。

○川端座長：それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。